

中野区立少年自然の家条例の一部を改正する条例

(第31号議案)

中野区立少年自然の家条例新旧対照表

改正案	現行
第1条・第2条 (略) (使用者) 第3条 少年自然の家を使用することができる者は、次に掲げる団体等とする。ただし、 <u>18歳未満の者のみ</u> で使用することはできない。 (1)~(6) (略) 第4条~第20条 (略) 附則 (略) 別表 (略)  附則 (施行期日) 1 <u>この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる使用の申込みについて適用し、この条例の施行の前に行われた使用の申込みについては、なお従前の例による。</u>	第1条・第2条 (略) (使用者) 第3条 少年自然の家を使用することができる者は、次に掲げる団体等とする。ただし、 <u>20歳未満の者のみ</u> で使用することはできない。 (1)~(6) (略) 第4条~第20条 (略) 附則 (略) 別表 (略)